

国際開発協力基本法案

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 國際開発協力の基本原則（第六条—第十四条）

第三章 國際開発協力に係る人員の確保等（第十五条・第十六条）

第四章 開発協力をを行う団体に対する援助等（第十七条・第十八条）

第五章 国会に対する報告等（第十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国際平和を確立し、健全で恵み豊かな環境を確保し、並びに国際社会の均衡ある発展及び民主化の促進に貢献することが我が国の責務であることにかんがみ、国際開発協力の本旨及び国際開発協力についての国の責務を明らかにするとともに、国際開発協力の基本原則その他国際開発協力に関し

基本となる事項を定めることにより、国際開発協力の適正かつ効果的な推進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「国際開発協力」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）の住民の福祉の向上又は開発途上地域の経済及び社会の開発に寄与するための資金協力（有償の資金協力の場合にあっては、政令で定める資金の供与の条件に関する基準を満たすものに限る。）、技術協力その他これらに準ずる協力（以下「開発協力」という。）で国が直接又は間接に開発途上地域に対して行うもの（次号に掲げるものを除く。）

二 開発協力をを行うために国が開発協力に関する国際機関に対して行う出資並びに資金の拠出及び貸付け（前号の政令で定める基準を満たす貸付けに限る。）

(国際開発協力の本旨)

第三条 国際開発協力は、人類の共生と連帶の精神に基づき、開発途上地域における飢餓と貧困の問題が克服され当該住民に人の尊厳に値する生活が保障されるよう必要な支援を行うとともに、開発途上地域の住

民の生活の安定及び福祉の向上並びに開発途上地域の経済の自立及び社会の発展に寄与することにより国際社会における地域格差の是正を図り、もつて世界の平和と人類の福祉に貢献することを旨として行われるものとする。

2 國際開発協力は、開発途上地域の政府及び住民の自助努力を支援することを旨として行われるものとする。

（國の責務）

第四条 国は、前条に規定する國際開発協力の本旨及び次章に規定する國際開発協力の基本原則にのつとり、民意が十分に反映され、かつ、國際情勢に適応した國際開発協力を計画的かつ有効適切に実施する責務を有する。

（國民の理解を深めるための措置等）

第五条 国は、教育活動、広報活動等を通じて、國際開発協力に関する國民の理解を深めるとともに、その実施に關し國民の協力が得られるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 国は、國際開発協力に関する情報を積極的に公開するものとする。

第二章 国際開発協力の基本原則

(主権の尊重等)

第六条 国際開発協力は、国際平和と協調を基調とする我が国の立場を堅持し、主権の尊重、平等及び内政に対する不干渉の国際的諸原則に従つて、行われるものとする。

2 国際開発協力は、開発途上地域の政府及び住民との相互理解の下に行われるものとする。

(生活水準が著しく低い開発途上地域に対する特別の配慮)

第七条 国際開発協力をを行うに当たつては、住民の生活水準が著しく低い開発途上地域について特別の配慮がなされるものとする。

(女性及び子供の福祉の向上に対する特別の配慮)

第八条 国際開発協力をを行うに当たつては、開発途上地域の女性及び子供の福祉の向上に特別の配慮がなされるものとする。

(国際の平和及び安全の維持の見地からの考慮)

第九条 国際開発協力をを行うに当たつては、当該開発途上地域における核兵器その他の武器の開発、生産、

保有、輸出入等の動向、軍事支出の動向等を勘案し、国際の平和及び安全の維持の見地から適切な考慮が払われるものとする。

（軍事的用途への転用の防止等）

第十条 国際開発協力を行うに当たっては、国際紛争等を助長することがないよう特別の配慮がなされるとともに、軍事的用途への転用の防止のため必要な措置が講じられるものとする。

（民主化の促進の努力等に対する考慮等）

第十一条 国際開発協力を行うに当たっては、当該開発途上地域における民主化の促進の努力及び基本的人権の保障の状況について、適切な考慮が払われるものとする。

2 國際開発協力をを行うに当たっては、当該国際開発協力に係る事業が当該開発途上地域の住民の人権並びに生活及び文化に対して及ぼす影響について、十分配慮されるものとする。

（環境の保全のための措置等）

第十二条 国際開発協力を行うに当たっては、当該国際開発協力に係る事業が当該開発途上地域の環境又は地球の全体若しくはその広範な部分の環境に対して及ぼす影響について十分配慮されるとともに、当該環

境の保全のため必要な措置が講じられるものとする。

(住民の参加に対する配慮)

第十三条 国際開発協力を行うに当たっては、当該開発途上地域における国際開発協力に係る事業の計画の策定及び実施の過程において当該開発途上地域の住民の参加、特に女性の参加が促進されるよう十分配慮されるものとする。

(国際機関等との協力)

第十四条 国際開発協力は、開発協力をを行う国際機関、外国政府、我が国の地方公共団体及び内外の民間の団体と連携し、かつ、必要な調整を図りつつ、行われるものとする。

第三章 国際開発協力に係る人員の確保等

(人員の養成及び確保)

第十五条 国は、国際開発協力に関する業務の遂行に必要な人員の養成及び確保を図るため必要な施策を講ずるものとする。

(派遣される者等の安全の確保並びに職業及び生活の安定)

第十六条 国は、国際開発協力のため開発途上地域に派遣される者等の安全が確保されるよう努めるとともに、それらの者の職業及び生活の安定に資するため必要な施策を講ずるものとする。

第四章 開発協力をを行う団体に対する援助等

（開発協力をを行う団体に対する援助）

第十七条 国は、開発協力をを行う地方公共団体及び国際開発協力をを行う上で適当と認める開発協力をを行う民間の団体に対し、助成その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、前項の援助を行うに当たっては、当該援助を受ける民間の団体の自主性を損なうことのないよう配慮するものとする。

（税制上の措置）

第十八条 国は、民間の發意に基づく開発協力の促進を図るため必要な税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第五章 国会に対する報告等

第十九条 政府は、毎年、国会に、政府が国際開発協力に関して講じた施策に関する報告を提出しなければ

ならない。

2 前項の報告には、開発途上地域における経済の動向、住民の生活水準の動向及び社会資本の整備状況その他の国際開発協力の指標となる事項並びに国際開発協力の効果に関する評価が含まれていなければならぬ。

3 政府は、毎年、第一項の報告に係る国際開発協力の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

国際開発協力の重要性にかんがみ、国際開発協力の適正かつ効果的な推進を図るため、国際開発協力の本旨及び国際開発協力についての国の責務を明らかにするとともに、国際開発協力の基本原則その他国際開発協力に関し基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。